

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

・満期所有目的の債券等 該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物・建物（固）・構築物・機械装置・車輛運搬具・器具備品・権利・ソフトウェア 定額法

・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金 秋田県民間社会事業福利協会の退職共済制度に基づき、法人負担の掛金累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

1. 秋田県民間社会事業福利協会の実施する退職共済制度

2. 独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

(1) 法人全体の計算書類（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

当法人では、社会福祉事業のみの為、省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム光峰苑（社会福祉事業）

「法人本部」

「特別養護老人ホーム光峰苑」

「光峰苑デイサービスセンター」

「光峰苑居宅介護支援センター」

「ショートステイケアホテル鶴木台」

イ 特別養護老人ホームほどの（社会福祉事業）

「特別養護老人ホームほどの」

「ショートステイケアホテルほどの」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	119,910,218	0	0	119,910,218
建物	492,648,380	0	29,781,639	462,866,741
合 計	612,558,598	0	29,781,639	582,776,959

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	119,910,218	0	119,910,218
建物（基本財産）	1,075,215,844	612,349,103	462,866,741
土地	4,087,030	0	4,087,030
建物	249,186,850	145,041,478	104,145,372
構築物	39,607,860	24,913,134	14,694,726
機械及び装置	90,465,938	86,639,138	3,826,800
車輛運搬具	25,875,684	25,875,670	14
器具及び備品	95,454,105	84,471,578	10,982,527
権利	2,965,500	787,816	2,177,684
ソフトウェア	4,506,270	3,901,080	605,190
無形リース資産	7,776,000	3,240,000	4,536,000
合 計	1,715,051,299	987,218,997	727,832,302

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	112,182,102	0	112,182,102
合 計	112,182,102	0	112,182,102

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

1 3. 重要な偶発債務

記載すべき事項はない。

1 4. 重要な後発事象

記載すべき事項はない。

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし